

( 学 校 感 染 症 用 )

# 治 癒 証 明 書

下記の生徒は、学校感染症と診断されましたが、治癒しましたのでここに証明いたします。  
すでに感染の恐れはなく、登校に関して差し支えありません。

記

氏名 \_\_\_\_\_

病 名	百日咳・麻疹・流行性耳下腺炎・風疹・水痘・咽頭結膜熱 結核・腸管出血性大腸菌感染症・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎
	その他の感染症 ( _____ )

出席停止期間	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ( _____ ) ~ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ( _____ )
--------	---

配 慮 事 項	

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名

医 師 名 \_\_\_\_\_ 印

( 日 本 大 学 習 志 野 高 等 学 校 )

## ① 学校感染症の種類（学校保健安全法施行規則第 18 条）

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マーブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザ A 【H5N1】 であるものに限る。）、新型インフルエンザ等感染症、新型コロナウイルス感染症（COVID-19） 指定感染症および新感染症
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザは除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症※ ※その他の感染症とは、条件によっては出席停止の措置が必要と考えられるもので、例として、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎等がありますが、主治医の指示があり、かつ地域や学校内の流行状況などを鑑みて最終的に学校が判断するものとします。

## ②出席停止の期間

○第一種の感染症…完全に治癒するまで

○第二種の感染症…以下の期間とする。但し、病状により学校医またはその他の医師により感染のおそれがないと認められた時は、この限りではない。

インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退後 2 日を経過するまで
結核	感染のおそれなくなるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで

○第三種の感染症…病状により学校医またはその他の医師により感染のおそれがないと認めるまで